# 財形住宅預金規定

## 1. (預入れの方法等)

- (1) 財形住宅預金(以下「この預金」といいます。)は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、 5年以上の期間にわたって、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1 口 100 円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

# 2. (預金の種類、取りまとめ継続方法)

- (1) 前記1. による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) この預金は、口座開設日から1年ごとの応当日を「特定日」とします。特定日において預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含みます。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額とりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外に満期日を指定することはできません。

#### 3. (預金の支払い方法等)

- (1) この預金の元利金全部の支払は、法令で定める持家としての住宅取得または増改築(以下「住宅取得等」といいます。)のための対価に充てるときに支払うものとします。
- (2) 前記(1)による払出しをするとき場合には、住宅取得等をした日から1年以内に当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名、押印し、「契約の証」とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(またはその写し)を当店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を住宅取得等のための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として年1回に限り支払います。
- (4) 前記(3)による払出しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書の届出の印章により記名押印し、「契約の証」および、法令の定める書類とともに当店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得等の日から1年以内に残額の払出しをするものとします。

#### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
  - ① 預入金額ごとにその預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
    - A. 1年以上2年未満……当金庫所定の「2年未満」の利率
    - B. 2年以上……当金庫所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上の利率」といいます。)
  - ② 前記①の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。 この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる以後の金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を「財形形成預金共通規定」第3条第1項により満期日前にこの預金を解約する場合および「財形形成預金共通規定」第3条第2項・第3項により解約する場合には、その利息は次のとおり計算

し、この預金とともに支払います。預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算します。

- A. 6か月未満……解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満·····2年以上利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満······2年以上利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満······2年以上利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満……2年以上利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満……2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とします。

#### 5. (預金の解約)

やむを得ない事由により、この預金を前記 3. の支払方法によらずに払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

#### 6. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20.315%(国税15.315%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。

- (1) 前記3. によらない払出しがあった場合。
- (2) 前記3. による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合。
- (3) 前記3.による一部払出後2年後以内で住宅取得等の日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。 ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

# 7. (差引計算等)

- (1) 前記 6. (2)の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。
  - ① 前記 6. (2)の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元金から税額を追徴します。
  - ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当店に支払ってください。
- (2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

## 8. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該喪失事由の生じた日から6か月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

## 9. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- (1) 前記 1. (1)ならびに(2)による以外の預入があった場合。
- (2) 定期預入れが2年以上されなかった場合。
- (3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。

# 10. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときには、当金庫所定の書面によって当店に申し出てください。 この他、巻末の「財産形成預金共通規定」を参照ください。

# 11. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前 2 項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上 (2020.4.1)



# 財産形成預金共通規定

#### 1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第3条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第3条第3項各号の 一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の取引をお断りするものとします。

#### 2. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容 およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁 関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

## 3. (解約等)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合
  - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① 預金者が申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする など、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③ 預金者が自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害 する行為
- E. その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を越えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 4. (届出事項の変更、契約の証の再発行)

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

## 5. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消しまたは変更などが生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください
- (5) 前4項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 6. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。なお、個人の預金者は、盗取された「契約の証」を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

### 7. (盗難された契約の証による払戻等)

- (1) 盗取された契約の証を用いて行われた預金の不正な払戻し(以下「当該払戻し」といいます。) については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額および これにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
  - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を

確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失(重大な過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、「契約の証」が盗取された日(「契約の証」が盗取された日が明らかでないときは、盗取された「契約の証」を用いて行われた預金の不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を 行ったこと
  - ② 契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われ たこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、 当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された「契約の証」により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

#### 8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡、または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

# 9. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常に到達すべき時に到着したものとみなします。

# 10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、 当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、 相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは 第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設 定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとします。「「契約の証」」は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と

同時に当金庫に提出してください。

- ② 複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ③ 前項の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、 利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に 到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、 その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限 がある場合においても相殺することができるものとします。

### 11. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、 店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上 (2020.4.1)

